

明日の力は市民の力

13. 多様な個性・価値観と人権尊重・ジェンダー平等の推進

(質問数21-40)

| | | | | | |
|----------------|------|------|----|--|---|
| 2023年 2月定例会 | 本会議 | 代表質問 | 添野 | <p>ジェンダー平等政策の推進について</p> <p>(1) 政治分野における男女共同参画推進法の改正を受けて</p> <p>(2) 男女共同参画のまちづくりプランはどこまで成果を上げているか</p> <p>(3) 男女共同参画推進センターの拠点化の強化策について</p> | <p>(1) 法改正の趣旨を踏まえ、政治分野における男女共同参画の推進へ向けた人材育成のため、講座や研修に取り組み、成果へとつなげていきたい。また、政治分野における男女共同参画の推進に係る、本市における社会的障壁等への実態調査や情報収集のあり方についても、検討していく。</p> <p>(2) 組織、人員の強化について、令和4年度から男女共同参画相談室を係相当とし、また男女共同参画推進センター、及び男女共同参画相談室にそれぞれ課長級職員を配置し、組織の大幅な強化を図ったところ。今後も、適切な組織、人員のあり方について、関連法規の施行等に応じて検討していく。</p> <p>(3) 女性相談支援センターの設置、相談員の確保や処遇改善などについては、国の基本的な方針や県の計画等を踏まえて、検討していきたい。</p> |
| 2023年 2月定例会 | 総合政策 | 議案外 | 高柳 | <p>関東大震災から100年防災と多文化共生のまちづくり</p> <p>(1) 外国人市民の安全対策について</p> <p>(2) 加害と被害を繰り返さないために</p> | <p>(1) 外国人の人数や所在の把握については、平時には各区役所区民課において、国籍問わず住民基本台帳への登録を行っている。災害発生時には、外国人の安否情報を収集する外国人対策班に対し、平時の区民課に当たる区4災害対策本部の市民窓口班が、住民基本台帳を基に収集した安否情報等を報告する体制となっている。避難所標識については、英語、中国語、韓国語を併記するとともに、視覚的にも誰もが分かりやすいピクトグラムを取り入れている。市内の各指定避難所には、外国人が避難所内で適切な情報を入手できるよう配慮及び対策を行っている。外国語通訳や翻訳ボランティアの確保については、公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センターにおいて、通訳・翻訳ボランティアの募集・登録を行っており、令和4年3月31日現在、657名の通訳・翻訳ボランティア登録している。少数言語などの対応については、公益財団法人埼玉県国際交流協会が運営する外国人総合相談センター埼玉とも連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保に努めている。</p> <p>(2) 市民の混乱を防止する上で、災害直後の広報は極めて重要であり、正確かつ迅速にあらゆる手段を用いて情報発信を行う。また、市民の災害対応力の向上を目的に、市総合防災訓練において、地域住民、学生、外国人市民が共同で訓練を実施することで、共助意識の醸成と相互理解の促進を図っている。</p> |
| 2023年 2月定例会 | 文教 | 議案外 | 西山 | <p>人権教育について</p> <p>(1) 人権教育について</p> | <p>(1) 同和問題の研修計画の現状について、学校教育及び社会教育を通じて人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目的に進めているところ。研修の見直しについて、さいたま市に同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画も5年ごとに改定するので、同和問題についてもきっちりと5年を目途に計画を見直すこととした。そして今年度も見直しをしたところ。教員が当事者の方の声を聞いて授業に臨みたいということについて、計画に反映させていただいた。現実には起きている差別等についてもっと知りたい、もっと学びたい。そして、もっと授業に生かしたいという意識の表れであると思う。そこで次年度より当事者の方を招</p> |

| | | | | | |
|----------------|------|------|----|--|---|
| | | | | | <p>聘しての具体的な研修を新たに計画した。研修内容の質の向上といったところで、心に浸透する研修の実施、そうした内容に工夫したこと。もう1点は、全ての教職員の同和問題に関する資質の向上、これを軸に見直しをしている。 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例について、県内において、こうした部落差別の解消を目指す条例が施行されたことは、差別のない社会の実現に向けて大変有意義であると認識しているので、さらに会議等と一緒に連携しながら強く進めていきたい。</p> |
| 2023年 6月定例会 | 本会議 | 代表質問 | 高柳 | (2) 混合名簿・制服選択制の導入等について | <p>(2) 全ての市立学校において男女混合名簿を使用している。制服選択制について、本市における、校則見直しプロジェクトは4年目を迎えた。保温や居心地そして、生徒一人ひとりがお互いを受容する環境を作ろうという意識に突き動かされ着々と進んできている。令和5年5月現在、92%にあたる学校が制服選択制を導入している。大きな成果だと捉えている。体育着で登校する際、個人名が表示されている現状について、名前が特定されないように工夫することが望ましい。例えば、上着を羽織ったり、名前の部分を覆ったりする等、校長会等を通して周知していく。</p> |
| 2023年 6月定例会 | 本会議 | 一般質問 | 佐伯 | <p>1 視点を変える (1) ジェンダーレスを変えてみる ① 女性管理職比率の引き上げ ② 管理職評価シート項目の見直し ③ 任期付き公務員から正規雇用への道</p> | <p>①女性管理職比率の向上のためには、管理職の前段階である監督職としての課長補佐級・係長級の食に積極的に登用していく必要がある。また、育児休業などによるキャリアロスを経験するため、男性職員の育児参加を進めることによる育児負担の分担や、女性職員が管理・監督職となるまでに多様な職務経験を得られるよう、適切な人事ローテーションの確保による育成を図っているところ。女性管理職の配置がない、または極端に女性管理職比率の少ない部局があることは課題であると認識している。適材適所の人事配置を進める中で、各部局の女性管理職比率を念頭に置いた配置についても検討していきたい。</p> <p>②今後、市を取り巻く環境や職員の意識の変化を注視しながら、適宜、評価項目の見直し等について検討していく。</p> <p>③持続可能な行政運営の実現のためには、有為な人材を広く募集し、計画的に確保することが喫緊の課題である。こうした課題を踏まえ民間企業等経験者職員採用試験については、見直しを行ってきたところ。将来に向かって、真に必要な人材を安定的に採用していくという視点に立ち、受験資格も含め見直しに向け検討していく。</p> |
| 2023年 9月定例会 | 本会議 | 代表質問 | 添野 | <p>人権にもとづく男女共同参画の推進 (2) 困難な問題を抱える女性への支援について</p> | <p>(2) 先進的な取組を行っている自治体の事例等も参考としながら、若年層や単身女性等、これまで公的サービスにつながりにくかった方々を支援につなげるとともに、アウトリーチや、民間団体と行政との協議による取組など、困難女性支援法に示されている施策を実施していく。</p> |
| 2023年 9月定例会 | 総合政策 | 議案外 | 相川 | <p>さいたま市の難民支援について (1) ウクライナ避難民支援の現状と今後について</p> | <p>(1) ウクライナから本市へ避難されている方は15名、そのうち18歳以下は2名。市ホームページにウクライナ避難民支援に関するポータルサイトを開設し、支援内容を集約、掲載するとともに、さいたま観光国際協会国際交流センターにおいてウクライナ語やロシア語による相談窓口を設置し、通訳及び翻訳の支援を行っている。また、市営住宅の一時提供ということで、21戸確保したほか、国際交流センター及び全ての区役所にウクライナ人道危機救援</p> |

| | | | | | |
|-----------------|------|-----|----|--|---|
| | | | | (2) 難民を支える自治体ネットワーク参加について | <p>金募金箱を設置しているところ。避難生活の長期化に伴い、必要とされる日本語支援、日本語学習の支援については、市内日本語学校から無償提供等の協力をいただいている。就労支援については、ハローワークとの連携を行うとともに、一部の市内企業からも就労の受入れの支援をいただいている。今後、それぞれのニーズの把握に努め、他機関とも連携し、きめ細やかな支援を行っていく。</p> <p>(2) 難民を支える自治体ネットワークの日本の自治体の加入状況、現在12の自治体が加盟していて、加盟に際しての条件については、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）のグローバルキャンペーンへ参加表明をし、署名を行うことになっている。</p> |
| 2023年 9月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | <p>「人権尊重と多文化共生の地域社会」に向けて</p> <p>(1) インターネット上の差別表現規制について</p> <p>(2) 被仮方面者情報の共有と活用について</p> | <p>(1) モニタリングの有効性について、インターネット上における差別表現については、今もモニタリングが対策として有効であるとの認識に変わりはない。本市では、近隣13市町と共に、北足立郡同和対策推進協議会を設置しており、この協議会において、平成31年度から、インターネット上の差別的な書き込みについてモニタリング事業を実施している。事業を実施するに当たっての課題については、モニタリングを行うには、インターネットの掲示板における書き込みを確認する必要がある。本市の通常のインターネットの設定では、掲示板の閲覧をすることができないため、システムの担当所管と協議をし、閲覧できるようにする等の対応を行った。また他の13自治体においても、システムのセキュリティに関わる懸念等がある。協議会において、そうした懸念に対して、1年半にわたり協議を重ね、事業の実施につなげた。</p> <p>(2) 出入国在留管理局より、被仮放免者の居住地に通知される文書の内容及び通知発出頻度については、新規被仮放免者、新規住所変更者及び新規仮放免執行者の氏名、性別、生年月日、仮放免した日、居住地等が記載された通知が月1回発出されている。次に、本市の被仮放免者の推移については、過去3年の人数となるが、令和2年度が18人、令和3年度が31人、令和4年度は25人となっている。令和4年度の被仮放免者の25人のうち、18歳未満の人数は5人となっている。被仮放免者の情報は、現在は、保健衛生局保健所の疾病対策課及び新型コロナウイルスワクチン対策室、教育委員会、学校教育部学事課の3か所に情報提供している。事業所管からの協議があった段階で、情報提供の対象となる行政サービスに該当するかどうか、出入国在留管理局等関係機関に確認して判断している。</p> |
| 2023年 12月定例会 | 総合政策 | 議案外 | 相川 | <p>(1) 本市のハラルやベジタリアン店舗の把握について</p> <p>① 食の多様性に関する認証取得助成制度について</p> | <p>(1) ①現在把握はできていない。インバウンド需要が高まる中、本市を訪問先として選んでいただくという上で重要であると考えている。市としては、他都市において実施をしている。認証取得助成制度などを参考にして、さいたま観光国際協会の会員等でハラル対応を行っている飲食店などの聞き取りなどを行うなど、本市での認証制度の可能性について研究をしていきたい。</p> |
| 2023年 12月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | <p>困難女性支援法及び改正DV防止法施行について</p> <p>(1) 本市の具体的な取り組み</p> | <p>(1) 相談者の状況に応じて、関係機関等に行く際の同行支援の実施、安全な場所で新たな生活を送る相談者へのアフターケアを行うなど、これまで行っていた傾聴にとどまらない、より積極的な相談を行っている。今後は、DV防止対策関係機関ネットワーク会議を困難女性支援法に規定される支援調整会議の機能も併せ持つように改編し、連携がより一層有機的な</p> |

| | | | | | |
|-----------------|------|-----|----|---|---|
| | | | | | ものとなるよう取り組んでいる。外国人女性からの相談については、日本とは異なることを念頭に置きながら対応している。また、日本語での会話が難しい相談者に対しては、通訳を依頼するなどの対応を行っている。 |
| 2023年 12月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | 戸籍・住民記録等の扱いについて (1) 氏名のふりがな記載 (2) 外字を用いた氏名の記載 (3) 住民記録等活用に関する本市独自事業の扱い | <p>(1) 戸籍法の一部改正の概要について、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に向け、令和5年の通常国会において関連法案が提出され、6月に可決成立、同法の公布後2年以内に戸籍に氏名の振り仮名を記載する運用を開始することを目指すとしている。法改正の目的は、氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とすることで、個人の氏名に関する情報をより正確かつ明確に管理することができ、情報システムにおける検索及び管理等の能率、さらには各種サービスの質や社会生活における国民の利便性を向上させることを目的としている。本市の対象者数については、令和5年4月1日時点で本籍数40万7606、本籍人口数は100万8164人となっている。</p> <p>(2) 基幹系システム上の外字は、令和5年11月末時点で5884文字。外字を使用し氏名表記している場合の本人確認について、現時点では国から具体的な事務処理方法について示されていない。</p> <p>(3) 住民記録システムを用いた本市の独自事業の内容と、システムを標準化することによる影響について、本市では、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に、交付したことを知らせる制度である本人通知制度及びDV、ストーカー等により身体、生命の危険性がある被害者の方が、相手方に住所を知られないようにするための制度である支援措置制度について住民記録システムを利用しているが、この制度については、システム標準化による影響はない。住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスについては、今回のシステムの標準化により利用はできなくなる。各地方自治体が条例に基づきサービスを実施しており、本市においては対象者が約4000人いる。今後住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスが利用できない旨を本人に通知し、マイナンバーカードの利用について案内させていただく予定。</p> |
| 2024年 2月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | LGBT理解増進法施行を受けて (1) 「知識の着実な普及」について (2) 「相談体制の整備」として | <p>(1) 本市では、性的指向や性自認は、本人の意思で変更したり選択したりすることができない。そのため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第10条の規定にのっとり、市民に対して正しい知識の着実な普及に取り組んでいく。</p> <p>(2) 現在、男女共同参画相談室において、戸籍上の性別にかかわらず、性自認に基づき女性の悩み電話相談や男性の悩み電話相談、その他、専門相談に対応している。なお、性的マイノリティーの方に対するより専門的な相談が必要な場合には、埼玉県が実施するにじいろ県民相談や埼玉弁護士会のLGBT法律相談を紹介させていただく。また、当事者間の交流の場については、男女共同参画推進センターにおいて、令和3年度から公募型共催事業として、市民活動団体と共に、トランスジェンダー・Xジェンダー（ノンバイナリー）当事者ミーティングを毎月1回開催している。</p> |

| | | | | | |
|----------------|------|------|----|--|---|
| | | | | (3)「必要な措置」として | (3) 現在、庁内の各所管に対して、婚姻関係にある方が利用できる事業や行政サービスのうち、パートナーシップの宣誓をしている方に対しても提供できるものがあるか調査を行っている。今後、調査結果を取りまとめ、各所管と調整の上、パートナーシップの宣誓者に対して提供するサービスの拡大につなげていきたい。市内事業者に対するサービス等の提供に係る働きかけについては、どのような形で働きかけを行うのが効果的であるか等について、今後、研究していきたい。パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携については、本市では、昨年8月に春日部市、越谷市、草加市と4市間で協定を締結し、10月には久喜市を加え、5市による連携関係を構築している。また、昨年1月には、茨城県と協定を締結し、連携する自治体の拡大に努めていく。 |
| 2024年 2月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | 企業と人権について (1) DHC社ホームページ掲載文をめぐって (2) 人権ガイドライン策定について | (1) DHC社の前会長の発言がホームページに掲載された当時、所管課から当該発言についてどのように認識しているか確認があったので、在日韓国人、朝鮮人に対する差別を助長しかねない懸念される発言であるとの認識を伝えた。昨年、本市のふるさと納税の返礼品にDHC社の製品が再登録された。登録の経緯としては、昨年11月上旬に同社から本市に文書が送付され、新たな経営体制及び今後の取組について報告があった。特に今後の取組においては、新たな行動指針を制定し、コンプライアンス体制やコーポレートガバナンスの強化を図ることだったので、信頼することができる企業であると判断、12月から返礼品に再度登録したと聞いている。 (2) 差別や偏見は許されるものではないという姿勢を市民や市内企業等へ示し、人権尊重意識を高めるため、人権啓発冊子私たちの人権を毎年刊行している。この冊子においては、同和問題をはじめ女性や性的マイノリティー、障害者や外国人と様々な人権課題を具体的な事例を交えて取り上げている。また、本冊子は公共施設における配架ばかりでなく、市内の企業や病院、学校に対しても配布し、周知に努めている。今後も本冊子を啓発媒体の中心に据えて、差別や偏見の防止や解消に向けた周知啓発に取り組んでいる。 |
| 2024年 6月定例会 | 本会議 | 一般質問 | 相川 | 1. 相談者の声から市政提言していくことについて (1) 相談員の処遇について | (1) 困難女性支援法に示されている施策を実施していくために、女性相談支援員の役割を拡大するとともに、適切な処遇について、関係所管と協議しながら検討していきたい。相談員が回りの職員に相談しやすい環境の整備にも努めていきたい。 |
| 2024年 6月定例会 | 本会議 | 一般質問 | 相川 | インターネット誹謗中傷等被害者支援条例制定 後の取組について (1) 地域ICTリーダーの活用とリテラシー教育について | (1) インターネットリテラシーの向上が市の責務と規定されたことから、本市においても、これまで以上の取組を進める必要があると考えている。また、地域における情報化の推進役、相談役である地域ICTリーダーの活用については、まずネット安心条例の趣旨や理念、内容等を各リーダーに対して周知している。 |
| 2024年 6月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | パートナーシップ制度の拡大、そして、周知について (1) 県内の連携自治体について | (1) 埼玉県内では、現在63自治体中、本市を含む62自治体がパートナーシップ制度を実施している。これら62自治体の間で、本年4月12日に、自治体間連携の協定を締結した。なお、協定は即日発効している。71組の方々がパートナーシップの宣誓をしており、そのうち8組が、転出等により宣誓を解消しているので、現時点では63組となる。他の自治体で導入されていて、本市で導入されていない行政サービスとしては、税証明交付。これは、パ |

| | | | | | |
|------------|------|-----|----|--|---|
| | | | | <p>(2) 犯罪被害者支援について</p> <p>(3) 住民票の記載事項について</p> | <p>ートナーシップの宣誓をしている方が、パートナーの税証明の交付（草加市や蕨市、戸田市など）を受けられるというサービス。また、市民への行政サービスではないが、例えば、職員への扶養手当の支給（朝霞市、伊奈市）について、パートナーシップの宣誓をしている方も対象としている自治体がある。</p> <p>(2) パートナーシップの宣誓をしている方が、犯罪被害者となった場合、犯罪被害者の配偶者もしくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者または犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者としていることから、パートナーシップの宣誓をしている方についても、市が定めている見舞金の助成制度において対象となっている。さいたま市犯罪被害者等支援条例施行当初の令和3年4月1日から、各要綱においてパートナーシップの宣誓をしている方も対象としている。</p> <p>(3) 県内連携の自治体の状況は、令和6年5月1日現在での埼玉県調査によると、羽生市、深谷市、蕨市、久喜市、ふじみ野市、嵐山町、松伏町の七つの自治体において、希望する場合は、続き柄の記載を縁故者へ変更できると発表されている。長崎県の大村市では、住民票における同性パートナーに関する続き柄について、事実婚の記載を準用し、夫（未届）としたことが報道されているが、それ以上の情報は把握できていない。長崎大村市による事実婚の記載を準用した住民票の交付を契機に、幾つかの自治体において同様の取組に向けた動きがあることは認識している。</p> |
| 2024年6月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | <p>外国人市民もともに暮らし続けることができる地域 社会について、</p> <p>(1) 外国人人口の推移と特色はについて</p> <p>(2) 安定した在留資格に向けて</p> | <p>(1) 近年の外国人市民の総数と割合については、令和4年4月1日時点で、総数2万6,750人、割合は2%、令和5年4月1日時点で、総数2万9,216人、割合は2.18%、令和6年4月1日時点で、総数3万2,189人、割合は2.39%となっている。国籍、在留資格、年齢別で見た傾向と特色については、まず国籍では、中国が最も多く、次いでベトナム、3番目は韓国、朝鮮で、全国の傾向と同様。在留資格では、永住者が最も多く、次いで技術・人文知識・国際業務で、全国の傾向と同じだが、3番目に多い在留資格は、本市では家族滞在、全国では留学となっている。外国人住民の平均年齢は35.34歳、本市全体の平均年齢は45.05歳で、外国人住民の方の方が低い傾向となっている。</p> <p>(2) 父母等に同伴し、在留資格、家族滞在で在留している外国籍の方が、高等学校等を卒業後に、日本で就労する場合については、一定の条件に該当すれば、就労に制限のない定住者または特定活動への在留資格の変更を認めるとの通知が、令和2年3月に、出入国在留管理庁から文部科学省に対して出されており、文部科学省を通じて各都道府県、指定都市の教育委員会、附属学校を置く各公立大学法人等へ周知されている。転入窓口の周知については、現在行っていない。今後関係課との調整、検討を行っていきたい。令和6年4月1日時点の永住者は1万577人、割合は32.86%となっている。</p> |
| 2024年6月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 永井 | <p>若年層に対するデートDVについて</p> <p>(1) 過去3年間の相談件数について</p> | <p>(1) 女性の悩み相談において受け付けた交際相手からの暴力に関する相談件数は、令和3年度は16件、令和4年度は21件、令和5年度は69件となります。なお、過去3年間において、男性からのデートDVに関する相談はない。</p> |

| | | | | | |
|----------------|------|------|----|--|--|
| | | | | (2) デートDV防止策について (3) 相談窓口について | (2) 教員や児童生徒への啓発が極めて重要であることから、教育委員会と連携し、毎年市立高等学校や市立中学校等の教員、養護教諭を対象としたデートDVに関する研修会を開催している。加え、昨年度は、土合中学校の3年生と教員合わせて285人を対象に、「デートDVって何、お互いを大切にするとってどんなこと」という出前講座を実施した。出前講座は申込みいただいた学校等において実施している。セーフコミュニティDV防止対策委員会においては、民間の女性支援団体とともに、市民局と教育委員会の職員が参加し、デートDVの防止に向けた取組についても協議している。 (3) 男女共同参画相談室において、デートDVの相談については、女性の悩み相談及び男性の悩み相談にて対応している。相談の内容により危険性が高いと判断される場合には、警察へ相談すること等の助言を行っている。若年層に相談しやすい相談環境の整備(チャット形式等)については、困難女性支援法への対応も含め、研究を進めていきたい。 |
| 2024年 9月定例会 | 本会議 | 代表質問 | 高柳 | ジェンダー平等と人間擁護の取組について (1) 男女共同参画の推進に向けて | (1) 埼玉大学と協働で実施をしている「地域社会の中のダイバーシティ」講座では、身近な問題をテーマに、市民と大学生がジェンダー平等の観点から地域課題について考察し、解決に向けた提言をまとめるものである。このプロセスを通じて、参加者が地域への愛着を深め、将来を担うリーダーとなることが期待されることから、本講座が重要であるものと認識をしている。埼玉大学とのさらなる 連携・協力を図り、女性リーダーの育成も視野に、男女共同参画推進センターの一層の機能強化に取り組んでいく。キャリア・リターン制度については、現在、対象者の要件を「育児または介護によるやむを得ない事情により退職」、「本市職員として5年以上勤務」、「採用日時点で、本市を退職後、免許資格職は7年以内、それ以外の職は5年以内」とし、募集職種については、行政事務、土木職、建築職、保育士、保健師などを予定している。令和7年4月採用に向けて準備を進めている。 |
| 2024年 9月定例会 | 総合政策 | 議案外 | 佐伯 | パートナーシップ制度に関する総合政策委員会所管事業等への適用について (1) 税証明交付と扶養手当支給について (2) 同性パートナーへの交付・支給は可能か | (1) 納税義務者本人以外の方が取得をする際には、守秘義務を定めた地方税法第22条の規定により、本人の承諾が必要とされている。こうした法の趣旨から、本市における現行の取扱いでは、本人の承諾を確認する方法として、税証明の交付請求時に委任状の添付または提示を求めている。扶養手当については、現状本市では、同性パートナーを扶養する職員を手当の支給対象とはしていない。適用に向けて、配偶者に対する扶養手当の見直しを検討する必要があると認識している。 (2) パートナーシップ宣誓を行った者同士の間では委任状がなくても本人の承諾について推定することが可能であると考えられることから、詳細の詰めはこれからではあるが、委任状の添付または提示を省略できる方向で、現在のところ市民局側と協議を開始している。 |
| 2024年 9月定例会 | 市民生活 | 議案外 | 高柳 | 関東大震災時の朝鮮人虐殺事件について (1) 追悼行事への市長メッセージについて (2) 虐殺事件からの教訓について | (1) 関東大震災の発災から101年を迎えるに当たり、改めて震災、そして震災後の混乱の中でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、そうした犠牲を二度と生み出さないための施策に取り組んでいるという決意を込めたもの。 (2) 発災時における正確な情報の提供の重要性はもとより、本市に暮らす全ての方が様々な違いを超えて互いを認め合い尊重し合える、多様性と包摂性のあるさいたま市を目指すことが大 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|
| | | | | | <p>切であるとの教訓を得た。そのため、人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画を策定し、実施計画を定め、各種施策に取り組んでおり、今後においても、人権啓発後援会の開催や啓発冊子の作成等を通じて計画の着実な推進に努め、本市に暮らす全ての方々の人権が尊重されるさいたま市を目指している。インターネット上の誹謗中傷等に係る相談窓口の開設に向けた状況については、8月に一般競争入札を実施して事業者が決定したところ。現在、11月の窓口開設に向けて、当該事業者と実施方法の詳細について協議している。事業者との打合せ内容については、例えば専門相談が必要とされる場合のフローや、緊急対応が必要な相談の目安といった、今後、日々相談対応を行うに当たっての具体的な部分について協議を行っている。また、条例と同時に施行しているさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱、さいたま市犯罪被害者等日常支援等支援に係る助成金の支給に関する要綱、さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱に基づく支援については、令和3年度、見舞金として4件40万円、日常生活等支援に係る助成金の支給として1件20万円、令和4年度、見舞金として3件50万円、法律相談1回、令和5年度、見舞金として3件30万円、法律相談3回を実施。</p> |
|--|--|--|--|--|---|